

後期高齢者医療 高額介護合算療養費制度

○限度額一覧表

平成 30 年 7 月まで

所得区分	限度額（後期高齢者医療保険＋介護保険）
現役並み所得者（3割負担）	67万円
一般	56万円
低所得 2※1	31万円
低所得 1※1	19万円※2

平成 30 年 8 月以降

所得区分	限度額（後期高齢者医療保険＋介護保険）
現役並み 3（3割負担） 課税所得 690万円以上	212万円
現役並み 2（3割負担） 課税所得 380万円以上	141万円
現役並み 1（3割負担） 課税所得 145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得 2※1	31万円
低所得 1※1	19万円※2

※1 世帯全員が住民税非課税の場合で、年金収入が 80 万円以下、かつ所得が 0 円の世帯が低所得 1 に、それ以外は低所得 2 になります。

※2 世帯内に複数の介護保険受給者がいる場合は、限度額が 31 万円になります。

○計算事例

住民基本台帳上の世帯

世帯構成	区分	年齢	医療分負担額	介護分負担額
夫	一般	80歳	30万円	10万円
妻		78歳	20万円	28万円

計算結果

夫	医療分負担額	30万円	
	介護分負担額	10万円	
妻	医療分負担額	20万円	
	介護分負担額	28万円	
合計額		88万円	30万円＋10万円＋20万円＋28万円
限度額（区分：一般）		56万円	
支給額		32万円	88万円－56万円

支給額については、医療保険と介護保険の自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支給されます。